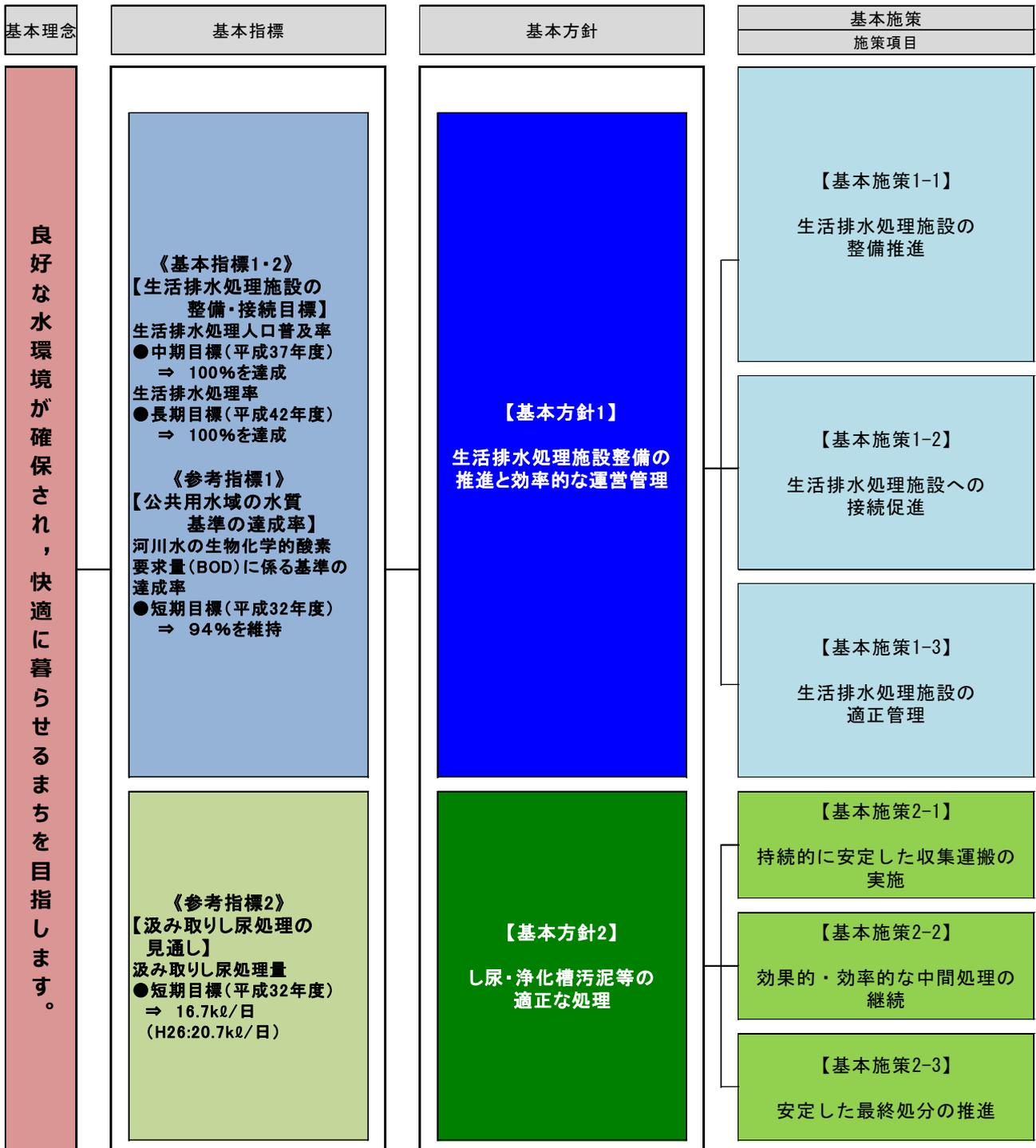


第4章 生活排水処理基本計画の施策体系

1 基本的考え方

今後、迎える人口減少・超高齢化社会においても、生活排水処理施設を効率的に管理し、公共下水道及び農業集落排水処理施設への接続や、合併処理浄化槽への転換を促進するなど、生活排水の適正処理を推進するための施策を展開します。



2 生活排水処理基本計画の施策体系

本計画では、以下に示すとおり、2つの基本方針の下に6つの基本施策、10の施策事業を設定し、計画の目標達成に向けて取組を進めていきます。

図34 生活排水処理基本計画の施策体系

基本施策 取組指標	施策事業	位置付け			
・生活排水処理人口普及率 96.9% (H26) ⇒98.8% (H32)	(1) 公共下水道事業の整備推進		拡充		重点
	(2) 合併処理浄化槽の整備推進		拡充		重点
	(3) 合併処理浄化槽への転換を促す周知啓発		拡充		重点
・生活排水処理率 94.2% (H26) ⇒95.3% (H32)	(4) 公共下水道への接続促進			継続	
	(5) 農業集落排水処理施設への接続促進			継続	
・浄化槽法第11条検査受検率 47.7% (H26) ⇒67.7% (H32)	(6) 施設の統廃合等の検討 ※中長期施策	新規			
	(7) 合併処理浄化槽の適切な検査受検の指導の充実		拡充		重点
・し尿収集運搬体制の調整 し尿収集運搬体制 平成30年全市域業務委託	(8) し尿収集運搬体制を統一			継続	
・一体処理の推進 し尿処理施設 1施設(H26)⇒0施設(H32) 一体処理施設 0施設(H26)⇒1施設(H32)	(9) 水再生センターにおける一体処理の推進	新規			
・沈砂・汚泥焼却灰等埋立量 124.5 t /年 (H26) ⇒72.2 t /年 (H32)	(10) 安定した最終処分の実施			継続	

基本方針 1

生活排水処理施設整備の推進と効率的な運営管理

生活環境の改善や公共用水域の水質改善に向け、施設の効率的な運営管理を検討するとともに、事業の経済性や地域特性を踏まえた整備手法を検討することにより、生活排水処理施設を計画的に整備完了することを目指します。



(川田水再生センター)

基本施策 1-1 生活排水処理施設の整備推進

基本施策	施策事業	位置付け		
【基本施策1-1】 生活排水処理施設の 整備推進	(1) 公共下水道の整備推進	拡充		重点
	(2) 合併処理浄化槽の整備推進	拡充		重点
	(3) 合併処理浄化槽への転換を促す周知啓発	拡充		重点

【取組指標】生活排水処理人口普及率

公共下水道や合併処理浄化槽の整備を推進し、整備の進捗を把握するため、生活排水処理人口普及率を「生活排水処理施設の整備推進」における取組指標に設定します。

		H 2 6 年度	H 3 2 年度	H 3 7 年度	H 4 2 年度
生活排水処理人口普及率	(%)	96.9	98.8	100.0	100.0

(1) 公共下水道の整備推進	新規	拡充	継続	重点
----------------	----	----	----	----

公共下水道事業計画区域における管きよの整備について、100パーセントを目指すため、土地区画整理事業や他事業等と連携を強化し、効率的に推進します。

(2) 合併処理浄化槽の整備推進	新規	拡充	継続	重点
------------------	----	----	----	----

浄化槽で整備する区域において、更なる合併処理浄化槽の設置を促進するために、補助制度の継続とともに、制度の見直しを図ります。

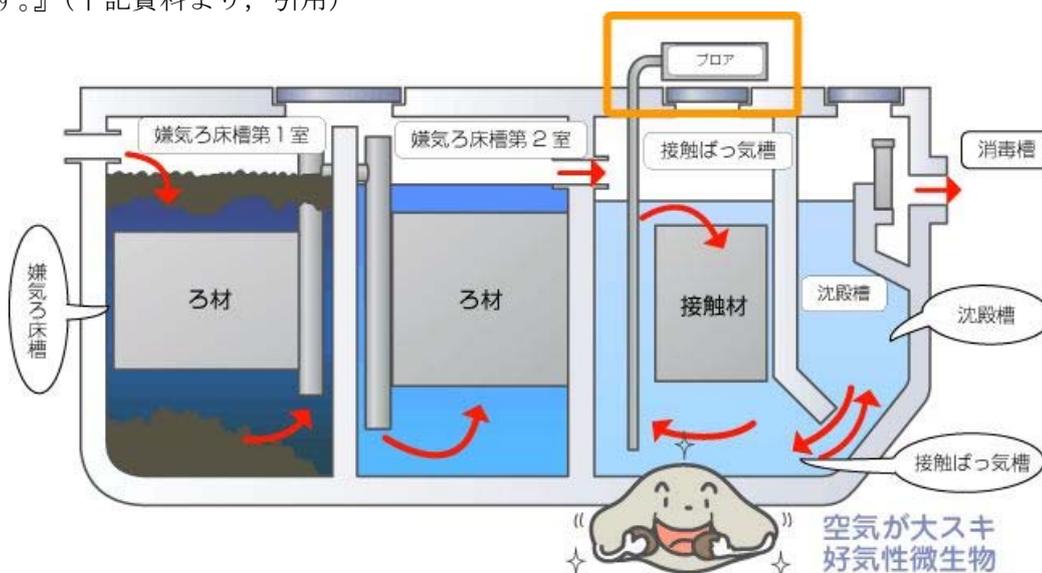
(3) 合併処理浄化槽への転換を促す周知啓発	新規	拡充	継続	重点
------------------------	----	----	----	----

公共用水域の水質保全への意識向上を図り、単独処理浄化槽や汲み取りから合併処理浄化槽への転換を促すための啓発活動を強化します。

コラム 14 「合併処理浄化槽」ってなに？

合併処理浄化槽は、水洗式トイレと連結して、し尿（糞及び尿）と併せて雑排水（生活に伴い発生する汚水（生活排水））を処理し、終末処理下水道以外に放流するための設備のことです。

合併処理浄化槽の役割は、『水中の微生物の働きを利用して、汚れた水をきれいにしています。それらの微生物には、空気を好む「好気性微生物」と空気が嫌いな「嫌気性微生物」がいます。微生物たちは、水中の汚れ（有機物）をエサにして、数をどんどん増やしていきます。浄化槽をうまく働かせるためには、微生物たちの特徴に合わせて、元気になるような環境や条件を整えることが大切です。』（下記資料より、引用）



資料) 環境省「浄化槽サイト 自然にやさしい浄化槽のひみつ」より

基本施策 1-2 生活排水処理施設への接続促進

基本施策	施策事業		位置付け	
【基本施策1-2】 生活排水処理施設への 接続促進	(4)	公共下水道への接続促進		継続
	(5)	農業集落排水処理施設への接続促進		継続

【取組指標】生活排水処理率

公共下水道や農業集落排水処理施設への接続促進により、各施設への接続状況を把握するため、生活排水処理率を「生活排水処理施設への接続促進」における取組指標に設定します。

		H26年度	H32年度	H37年度	H42年度
生活排水処理率	(%)	94.2	95.3	98.6	100.0

(4) 公共下水道への接続促進

新規 拡充 **継続** 重点

更なる公共用水域の水質改善に向け、未接続世帯への周知啓発及び戸別訪問により、公共下水道への接続を促進します。

(5) 農業集落排水処理施設への接続促進

新規 拡充 **継続** 重点

更なる公共用水域の水質改善に向け、未接続世帯への周知啓発及び戸別訪問により、農業集落排水処理施設への接続を促進します。

コラム15 「生活雑排水」ってどんなもの？



家庭から出る生活排水のうちで、もっとも汚れのひどいのは、台所や風呂、洗濯機からの排水です。この台所や風呂、洗面、洗濯などトイレ以外から出る汚水を生活雑排水といいます。

一人が1日の生活でどのくらい水を汚しているかをBOD有機物質の量で表すと、約40グラムであり、その内訳はトイレが13グラム、生活雑排水が27グラム（このうち台所の汚水が18グラム）となっています。

いかにトイレ以外の生活雑排水の汚れが大きいかわかります。

◎一人1日当たりの生活排水の負荷割合

台所 約18g	風呂 5g	洗濯 4g	トイレ 13g
生活雑排水 27g (68%)			トイレ 13g (32%)

基本施策 1-3 生活排水処理施設の適正管理

基本施策	施策事業		位置付け			
【基本施策1-3】 生活排水処理施設の 適正管理	(6)	施設の統廃合等の検討 ※中長期施策	新規			
	(7)	合併処理浄化槽の適切な検査受検の指導の充実		拡充		重点

【取組指標】 浄化槽法第11条検査受検率

浄化槽の適正管理を推進していくため、浄化槽法第11条による検査受検率を「生活排水処理施設の適正管理」における取組指標に設定します。

		H26年度	H32年度	H37年度	H42年度
浄化槽法第11条検査受検率	(%)	47.7	67.7	81.9	100.0

(6) 施設の統廃合等の検討

新規 拡充 継続 重点

経済性や老朽度を踏まえ、ライフサイクルコストの低減を目指し、中長期での生活排水処理施設の公共下水道への接続時期などを検討します。なお、将来にわたり存続する施設については、中長期的な視点に基づき、施設の長寿命化等を実施します。

(7) 合併処理浄化槽の適切な検査受検の指導の充実

新規 拡充 継続 重点

法で定められた検査の受検率を向上させ、浄化槽の適正管理を確保するため、関係機関と連携を図り、広報や効果的な啓発を推進し、指導の充実を図ります。

コラム16 「浄化槽の検査受検」って何？



浄化槽が正常に機能しているか総合的に判断するための検査で、日頃の保守点検や清掃の状況、処理水等についての検査のことで、浄化槽法に規定されています。

検査は、浄化槽を設置してから設置後3か月経過後5か月以内に受ける検査（第7条検査）、翌年から1年に1回受ける定期検査（第11条検査）の2種類ある。検査は、栃木県知事が指定する検査機関（県内では「一般社団法人 栃木県浄化槽協会」）が行います。

本市の第11条検査の受検率は、平成26年度現在で47.7%となっており、平成25年度の全国平均（36.3%）に比べて高い受検率となっていますが、栃木県平均（61.6%）と比べると、低い受検率にとどまっていますので、更なる受検率の向上に努めていく必要があります。

基本方針2

し尿・浄化槽汚泥等の適正な処理

発生するし尿・浄化槽汚泥等の現状を踏まえ、循環型社会の形成に貢献するため、適正に収集運搬し、下水道施設において一体的に処理するため、効果的・効率的な処理方法について、継続的に検討します。



(東横田清掃工場)

基本施策2-1 持続的に安定した収集運搬の実施

基本施策	施策事業		位置付け			
【基本施策2-1】 持続的に安定した収集運搬の実施	(8)	し尿収集運搬体制を統一			継続	

【取組指標】し尿収集運搬体制の調整

し尿・浄化槽汚泥等の量及び性状の変動に対応した収集運搬体制の構築や効率化・円滑化を図るため、し尿収集運搬体制の調整を行うことを取組指標に設定します。

		H26年度	H32年度	H37年度	H42年度
し尿収集運搬体制の調整	(-)	-	平成30年全市域業務委託		

(8) し尿収集運搬体制を統一

新規 拡充 継続 重点

将来、汲み取りし尿の収集運搬量は減少が見込まれることから、し尿・浄化槽汚泥等の量及び性状の変動に対応するとともに、効果的で効率的な収集運搬を実施します。

基本施策 2-2 効果的・効率的な中間処理の継続

基本施策	施策事業	位置付け			
【基本施策2-2】 効果的・効率的な中間処理の継続	(9) 水再生センターにおける一体処理の推進	新規			

【取組指標】 一体処理の推進

効果的・効率的なし尿・浄化槽汚泥等の処理方法として、水再生センターでの一体処理を推進することを、「効果的・効率的な中間処理」における取組指標に設定します。

			H26年度	H32年度	H37年度	H42年度
一体処理の 推進	し尿処理施設	(施設数)	1	0	0	0
	一体処理施設	(施設数)	0	1	1	1

(9) 水再生センターにおける一体処理の推進

新規

拡充

継続

重点

水再生センターにおいて一体的に処理するなど、効果的・効率的な処理方法について継続的に検討・実施します。

基本施策 2-3 安定した最終処分の推進

基本施策	施策事業	位置付け			
【基本施策2-3】 安定した最終処分の推進	(10) 安定した最終処分の実施			継続	

【取組指標】 沈砂・汚泥焼却灰等埋立量

中間処理後のし尿・浄化槽汚泥等について、資源の有効利用を図り、最終処分量を減らすため、し尿・浄化槽汚泥等の最終処分量を「安定した最終処分の推進」における取組指標に設定します。なお、沈砂・汚泥焼却灰等の埋立量の見通しについては、ごみ処理基本計画によります。

		H26年度	H32年度	H37年度	H42年度
沈砂・汚泥焼却灰等埋立量	(t/年)	124.5	72.2	72.2	72.2

(10) 安定した最終処分の実施

新規

拡充

継続

重点

中間処理後のし尿・浄化槽汚泥等については、安定した最終処分を適正に実施します。